

単位価格表示に関する基準

茨城県告示第 824 号

茨城県消費生活条例（昭和 50 年茨城県条例第 51 号）第 13 条第 1 項の規定により、単位価格表示に関する基準を次のように定め、昭和 53 年 1 月 14 日から施行する。

昭和 52 年 7 月 14 日

茨城県知事 竹内 藤 男

平成 18 年 3 月 9 日茨城県告示第 265 号

第 1 適用範囲

この基準は、次の各号に掲げる事業者に適用する。

- 1 売場面積が 300 平方メートル以上の店舗において、小売業を営んでいる者
- 2 農業協同組合で売場面積が 300 平方メートル以上の店舗を有するもの
- 3 消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）に基づき設立された地域による消費生活協同組合で、売場面積が 300 平方メートル以上の店舗を有するもの

第 2 単位価格表示実施品目及び基準単位数

単位価格表示実施品目及び基準単位数は、次の表のとおりとする。

品目名	基準単位数	品目名	基準単位数	
(加工食品)		31	みそ	100 グラム
1	ベコン	32	しょう油	100 ミリリットル
2	ハム	33	たらこ	100 グラム
3	ソーゼン	(生鮮食品)		
4	粉ミルク	1	ばれいしょ	100 グラム
5	インスタント粉末クリーム	2	かぼちゃ	100 "
6	チーズ	3	玉ねぎ	100 "
7	バター	4	さつまいも	100 "
8	マーガリン	5	にんじん	100 "
9	かんめん	6	トマト	100 "
10	マカロニ	7	里いも	100 "
11	スパゲッティ	8	はす	100 "
12	食卓塩	9	バナナ	100 "
13	ソーース	10	精肉	100 "
14	ケチャップ		キャベツ	100 "
15	マヨネーズ	(日用品)		
16	食酢	1	合成洗剤(台所用)	10 ミリリットル
17	うま味調味料		(洗たく用)	100 グラム
18	即席カレー		(住居用)	10 ミリリットル
	ドレッシング	2	練はみがき	10 グラム
20	インスタントコーヒー	3	石けん(化粧用)	10 "
21	インスタントココア		(洗たく用)	100 "
22	紅茶	4	シャンプー	10 ミリリットル
23	果実飲料	5	ヘアーリンス	10 "
24	食用油	6	ベビーパウダー	10 グラム
25	砂糖	7	トイレトペーパー	10 メートル
26	はちみつ	8	ティシュペーパー	10 枚
27	ジャム			2 枚重ねのティシュペーパーは、2 枚を 1 組として 10 組
28	小麦粉	9	ちり紙	10 枚
29	パン粉			
30	緑茶			

(注) この表の基準単位数にかかわらず、基準単位数がグラムで定められている品目が製造段階等において、リットル、ミリリットル、シイシイで表示されている場合にはミリリットルで、また、基準単位数がミリリットルで定められている品目が製造段階等において、キログラム、グラムで表示されている場合はグラムで、それぞれ表示してさしつかえない。この場合、基準量は、この表の基準量と同量を使用すること。
(印は、昭和 63 年 4 月 1 日付けで新しく追加、又は変更した品目、基準単位数を示す。昭和 63 年 3 月 28 日茨城県告示第 465 号)

第3 表示事項

表示事項は、次のとおりとする。

- 1 品目名
- 2 内容量
- 3 販売価格
- 4 単位価格

第4 表示方法

表示事項は、消費者が見やすい方法及び個所に表示しなければならない。

第5 単位価格の算出方法

単位価格は、販売価格を内容量で除して得た額の有効数字3けた（4けた目を四捨五入）にそれぞれ品目の区分に応じた基準単位量の数値を乗じて得た額とする。

